

1. 件 名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋換気系（ダクト）改造工事）に係る事業者ヒアリング
2. 日 時：令和4年6月10日 13時30分～15時20分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、  
小野安全審査官、上田審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長、他8名

東海第二発電所 設備耐震グループ 課長、他6名※

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」(令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

#### 6. その他

提出資料：

- (1)東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料(改
- 3) (令和4年6月1日提出資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい、規制庁のです。それでは時間になりましたので、本日のヒアリングを始めたいと思います。本日のヒアリングは自動文字起こしによるヒアリングです。
0:00:14	ではまずは資料の確認からさせていただいてその後、説明の方、お願いします。
0:00:24	はい。日本原子力発電プラント管理グループの岡です。発電開発プラント管理グループの方でそれでは資料の確認についてさせていただきたいと思います。
0:00:31	資料につきましてはですねこちらが先日提出をさせていただきましたキングファイルで1冊になっておりますけども、こちらがですね東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料解散で令和4年6月付のものとなっております。
0:00:48	1枚めくるとですね表紙の裏に書いて会計履歴等ございまして、今回改定しましたのがこの解散というところで、2022年6月1日、
0:00:59	ですね、提出をさせていただいたもので補足4の箇所になりまして、ページとしましては537ページから569ページで570ページから2216ページ。
0:01:10	こちらの部分について改定を自動見直し改定をさせていただいたものであります。本日についてはこの該当ページですね概要説明書、パワーポイント、
0:01:20	と、あと、設置許可基準規則等基準適合性に係る説明資料の追加、この2点を重点的にご説明させていただければと思います。資料の9については以上となります。
0:01:34	はい、規制庁のです資料の過不足大丈夫ですか。
0:01:38	説明お願いします。はい、それでは説明の方に申し上げます。
0:01:49	県連の川又です。それでは、パワーポイントというか
0:01:54	原子炉建屋附属棟及び原子炉と関係改造工事の概要についてということで、537ページの方から説明させていただきたいと思います。
0:02:04	ページをめくっていただきまして、538ページになりますが、こちらの方に今回、工事の概要について、
0:02:13	まとめておりますまず最初にですが、2018年10月18日に認可された新規基準に適合に係る工事計画において、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:23	原子炉建屋附属棟の外壁、ALCパネル部について、外部事象からの防護及び、地震による波及的影響防止を考慮し、図1に示す通り、補強実施する計画でありました。
0:02:35	539 ページに、
0:02:37	図1がありまして、
0:02:39	当初の計画は、左側になります。今回は7、
0:02:44	CSの東側と、西側になりましてそれぞれ①②③と④の赤く囲った部分を補強する。
0:02:53	計画でありました。
0:02:56	538 ページに戻っていただきまして、括弧2としまして、工事計画認可時においては
0:03:04	L字パネル補強に係る工事の成立性を確認していましたが、工事に伴う発電所全体の維持管理運用への系統連携系影響検討としまして、各安全性向上対策工事を組み合わせた際の工事に伴う排水処理の影響等を、
0:03:19	の確認をした結果、図1中の①の全面的な補強に際して、
0:03:26	発電所全体の維持管理運用に支障を来たすことが確認されたため施工が困難であることと、
0:03:33	あとそれに伴いまして③のALCパネルの補強も困難であることが判明しました。こちらについては別紙1にまとめておりまして、540 ページの方になります。
0:03:46	補強範囲見直しについてということで、今回ALCパネルの見直しの理由としましては補強期間と干渉物移設により、
0:03:56	見直す必要が判明しておりましてまず(1)としまして、
0:04:00	ALCパネル補強には、柱となる梁自体の補強が必要でありまして、
0:04:07	539 ページに示している、①のALCパネルの内部には多数のケーブルトレイ配管空調ダクト等が設置されておりまして、
0:04:17	これらの指示が、
0:04:18	ALCパネルの梁から取られているため、補強。
0:04:23	のためにこれらの干渉物を一応すべて移設する必要がありまして、
0:04:28	LCパネル補強手順としまして、AからAに記載してあります内容を、
0:04:34	を行いまして、
0:04:36	行くと、この工事は極めて長期間となります。
0:04:40	また、干渉物の伊勢通にはですね廃棄物処理設備を長期停止する必要がありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:47	発電所停止中であっても、廃液が発生するため、廃棄物処理設備を運転する必要がありまして、新規制基準対応工事の工事期間中はさらに、工事の
0:04:59	伴いまして廃液が発生しますこの工事に伴う廃液の発生を考慮し、ALCパネル補強に伴う廃棄物処理設備の長期停止の
0:05:09	考慮、長期停止を考慮すると、廃液がたまり、維持管理のために設備も停止を余儀なくされてしまいます。廃棄物処理設備の長期停止は、
0:05:19	とても発電所全体の維持管理運用及び安全性向上対策工事に支障を来たすなきたすことが判明しました。以上のことから、
0:05:28	図中、すいません小丸さんと記載あるんですが動きになりまして、①の範囲になります①の、
0:05:35	ALCパネルについては、2018年認可された工事計画で通りに補強することは、
0:05:42	困難と判断しました。
0:05:44	また、別紙2に記載しておる、記載しておりますが、
0:05:49	図1の①のALCパネルについて、
0:05:54	新ALCパネル補強に代わる対策として、原子炉棟換気系の排気を1系統とするものであり、これを受けまして、原子炉棟換気系の教育についても、1系統としまして、
0:06:07	原子炉棟吸気系は、吸気隔離弁B及びダクトを運用停止することとしましたため、
0:06:13	図1中の④のALCパネルのは、補強範囲についても見直すこととしました。次に、
0:06:21	ALCパネルの補強範囲の見直しということで
0:06:25	先ほど述べました通り図1中の①の、
0:06:29	全面的な補強について取り止めまして、今回部分的な補強に見直します。なお、
0:06:35	①の補強範囲見直しに伴う対策、設置変更許可変更。
0:06:41	要否と、補強見直しに伴う対策の基準適合性については、第4回編にて今ご説明を予定しております。
0:06:49	次に、図1中の③のは、はり範囲ですが、こちらは丸一井のはりと共用しているため、ともに補強が不可となることから、図中、③においても、今回補強を取り止めます。
0:07:05	次に図中の②についてですが、こちらは鉄筋コンクリート造の原子炉建屋附属棟に直接支持されていることと、あと単独の方で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:15	価格である、ありますので、あれで、①③の
0:07:20	補強取り止めの影響を受けません。また、工事に伴う
0:07:24	工事に必要な干渉物の一時移設についても少量であり、工事中における廃液の処理への影響問題ナイトウ判断したため、こちらについては当初の計画通り補強を行います。
0:07:36	また図 1 中の、④につきましては、全面的な補強を取り止めて、原子炉棟改造後の換気系の改造後の系統構成に合わせて部分的な補強に見直すこととしました。
0:07:54	538 ページに戻っていただきまして、
0:07:57	次に(3)としまして、図 1 中、③の補強が困難ということから、その内部に設置されている設備と、その設備が持つ機能を抽出するとともに、
0:08:09	それらの機能を維持するため、ALCパネルの補強に代わる対策を検討しました結果原子炉棟換気系の隔離弁及びダクトについては、一部運用停止としまして、
0:08:19	原子炉建屋関係放射線モニター検出器は移設を行う適切が、対策が適切と判断しました。こちらについては別紙 2 と 3 にまとめておりまして、
0:08:30	541 ページ。
0:08:33	の方にまとめております。
0:08:35	別紙 2 としまして、
0:08:38	ALCパネル補強範囲見直しによる代替対策としまして、
0:08:43	まずALCパネルの補強が困難と判断した図中③には、2018 園の認可時における、外部事象防護対象施設として、
0:08:53	以下の防護対象設備が設置されております。原子炉棟換気系は隔離弁、原子炉棟換気系排気ダクト、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニター検出器、
0:09:04	こちらが設置されております。次にですね、
0:09:09	防護対象設備に対しての機能を抽出しました。こちらについては表 1-1 にまとめておりまして、547 ページに、
0:09:18	を見ていただきたいんですけども、
0:09:22	今回、表 1-1 としまして各設備に対してそれぞれが持つAクラス機能役割を抽出しております。まず最初に隔離弁、ダクトについてですがこちらについては、
0:09:34	通常運転時における原子炉建屋の負圧維持のための常用換気系を構成するとともに、設計基準事故及び重大事故等時においては、二次格納施設の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:44	指定の不安取りを構成する設備として、表に記載しております機能を有しております。次に、
0:09:50	放射線モニター検出器についてですが、原子炉建屋換気系、ダクト保護者線モニター検出器については、排気ダクト内の放射性物質の濃度を継続するとともに、設計基準事故時において、
0:10:03	原子炉建屋、放射能高の信号により原子炉棟換気系の隔離弁を自動閉鎖し、常用換気系から原子炉建屋、
0:10:13	ガス処理系の切替信号を発信するとともに、運転員等に情報を提供する設備となりまして表に記載しております機能を有しております。
0:10:25	次にですが、
0:10:27	次にすいません 542 ページに移りまして、今回、そのALCパネル補強範囲に、
0:10:34	に、見直しに伴う代替対策として、先ほど述べました、抽出した機能を維持するための代替対策として、
0:10:44	A3 を抽出今回しました。丸 1 個目がですね防護対象設備の移設、案 2 としまして、防護対象設備の運用停止。案 3 としまして、
0:10:56	防護対象設備の個別防護となりまして、こちらについては、表 2-1 と 2-2 にまとめております。
0:11:05	549 ページの方を確認していて、
0:11:09	いただきたくです。今回、
0:11:12	対策案としまして、各案に対して、システムの成立性、施工の成立性各条文に対する成立性を確認して、
0:11:22	おります。まず隔離弁とダクトについてですが、システムの成立性は、案 1 から③については、影響がないと判断しすべて丸としております。施工の成立性におきましては、
0:11:34	案 1 におきましては、新たな貫通部、あとダクトルートの変更が必要となりまして、
0:11:39	ALCパネル補強と同様に、廃棄物処理設備の長期停止が必要となり、施工が困難と判断したため、バツとしております。案 3 についてですが、こちらについても個別防護用の囲いを設ける必要がありまして、
0:11:54	外部事象から防護可能なものとするにはこちらもALCパネル補強が必要となりまして案 1 同様、
0:12:02	長期停止が必要となりますのでこちらもバツとしております。
0:12:06	各条文に対する成立性ですがこちらは、
0:12:10	簡易的な確認をしまして、すべてを 0 としておりますが、今回、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:17	施工の成立性の観点から、
0:12:20	隔離弁ダクトについては、案 2 を採用することとしました。
0:12:24	次にですね、550 ページになりまして、
0:12:29	へえ。
0:12:30	同じくこちらも、
0:12:32	卓等、放射線モニター検出器についても同様の抽出をしまして、こちらについては、
0:12:39	まず案についてですがこちらは、
0:12:43	先ほどご説明しました表 1 の機能を有しているため、運用停止は不可能ということで、こちらはもう、案はバツとすべてしております。
0:12:52	また案 1 と 3 についてですが、システムの成立性には影響がないため、0 としております。また案 1 についてですが、
0:13:03	こちらについては、施工の成立性が、に影響がないため 0 としております。案の 3 についてですがこちら隔離弁卓と同様に、ALC パネルの補強が必要となるため、バツとしております。
0:13:15	よって
0:13:17	こちらについては案 1 を採用することとしました。
0:13:23	すいませんと。
0:13:26	542 ページに戻っていただきまして、そのため結果ですね、
0:13:32	原子炉と換気系、排気隔離弁B及びダクトについては、案 2、運用停止となりまして、原子炉棟間建屋換気系ダクト放射線モニター検出器については、
0:13:45	万一、移設による対策が適切と判断しました。また、上記対策を行うとですね、原子炉棟換気系の排気系を 1 システムとするものであり、給排気のシステム数を合わせ、原子炉棟換気系の 9、
0:14:00	金についても、1 システムとし、原子炉棟換気系、吸排気、吸気隔離弁、B 及びダクトについては、運用を停止することとしました。なお、現状、換気系吸気隔離弁B及びダクトの機能については、
0:14:15	先ほど示した通り、排気隔離弁及びダクトと同じであるため、設備改造に係る設備の機能として表 1-2 の通りまとめております表 1-2 が、548 ページとなりまして、こちらも、
0:14:30	排気隔離弁A及び委託と同様に、同じ、同様な機能を抽出しております。
0:14:39	次にですね
0:14:41	542 ページに戻っていただきまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:45	今回ですね、先ほど、前日、散歩Ⅱ2の対策について、
0:14:51	2018年の認可時において補強する、ALCパネルに期待していた。
0:14:57	昨日ですね外部事象からの防護と、地震時の波及的影響法人類似、以下の通り対策内容を具体化しました。こちらについては概要図、
0:15:07	としまして、図2-1と、図2-2、あと図3-1と図3-2に示しております、
0:15:15	543ページに図2-1を、あるんですが、そちらをご確認していただきたいと思います。
0:15:22	こちらについてですが、
0:15:26	まず中で示している判例ですけれども、まず、青いハッチング箇所が、今回撤去箇所となりまして、赤いバツ地主の箇所が閉止箇所となります。
0:15:37	と緑の矢印が、ダクトの追設箇所となりまして、まず排気隔離弁。
0:15:43	そうですね、排気隔離弁。
0:15:47	失礼側の隔離弁ダクトを運用停止しますので、原子炉建屋原子炉棟内にて、ダクトの閉止措置を行います。撤去する、また撤去するダクトが貫通していた、
0:16:00	水の格納施設、二次格納施設、は、既設壁と同等の閉止措置を行います。そのため隔離弁ダクトに求められていました機能は、
0:16:10	維持できると考えております。また、排気隔離弁、室に設置しています放射線モニター検出器については、今後、運用されます排気隔離弁Bに設置することで、
0:16:23	機能を確保することとします。また、移設先の廃棄隔離弁bの方は、別紙1で述べました通り、ALCパネルの補強を行いますので、外部事象から防護されまして、
0:16:35	地震時の波及的影響を防止させ、される区画となりますので、機能を維持できると、
0:16:42	判断しております。また、
0:16:45	吸気隔離弁B及びダクトについても排気側と同様に、閉止措置等を行いますので、こちらについても、
0:16:56	機能は維持できると考えております。またですね、原子炉建屋附属棟内にてダクトの閉止措置を一部行いますので、原子炉建屋附属棟内で閉止したダクト周りについては、
0:17:07	二次格納施設のバウンダリバウンダリには当たりませんが、ALCパネル補強の行う範囲内に、措置する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:16	ことで、とします。
0:17:20	続きまして、
0:17:22	544 ページになりますが、図 2-2 としまして、対策後の図となっております、
0:17:32	内容を反映した図となっております。こちら見ていただいでですね先ほど説明しました通り、隔離弁ダクト撤去後に、撤去後においてもですね、閉止措置を行いまして、
0:17:45	またモニターについても、検出器の方、廃棄隔離弁Bの方に移設することによって機能は維持できると考えております。
0:17:58	また、すみません、続きまして 545 ページになりまして、図 3-1 としまして、こちら、二次格納施設のバウンダリーの
0:18:08	変更後としております。まず排気隔離弁側になりますが、隔離弁ダクトを撤去することによりまして二次格納施設のバウンダリーの位置が変更となります
0:18:19	図、左側が変更前となりまして、右側が変更後となります。
0:18:25	隔離弁撤去によりましてバウンダリーが左側と、排気隔離弁、A系の箇所がバウンダリーとなりますが、
0:18:35	今回の対策を行うことによりまして原子炉等、
0:18:39	原子炉建屋原子炉棟の壁を塞ぐことによってこちらがバウンダリーの位置となります。
0:18:45	またですねモニターにつきましても、A系からB系に移設しまして、その困われている区画ですけれどもこちらはALCパネルの補強が行われますので、
0:18:56	一応、外部事象から守られるところに、モニターの方を移設する。
0:19:02	こととなります。
0:19:05	排気側の方は以上になりまして、引き続きまして 546 ページになりまして、
0:19:12	こちら図 3-2 になりまして、こちらが、こちら側、吸気側の変更前後を示しております。
0:19:19	左側が変更前となりまして右側が変更後となります。こちらも排気側同様にですね、隔離弁撤去によりまして、バウンダリーが隔離弁から原子炉建屋原子炉棟の壁に変更となります。
0:19:34	またですね隔離弁が、
0:19:36	設置したと確認は対策後におきましては設備がない状態となります。
0:19:42	またですね、ダクト閉止した箇所に関しましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:47	先ほど述べました通りALCパネルの補強範囲の中で閉止措置を行うこととしております。
0:19:53	546 ページの説明は以上となりまして、
0:19:59	542 ページに戻っていただきまして、
0:20:06	先ほどご説明した内容が 4 ポツの対策内容になりまして、5 ポツとしましてAA対策による機能への影響ということで、こちらについては、
0:20:18	表 3 にまとめておりまして、表 3 の方が 551 ページになりまして、先ほどの図でご説明しました通り、対策後におきましても、各設備が持つ機能を維持できることを確認しております。
0:20:46	説明は以上となりまして次に別紙 3 の方に、説明を移らせていただきたいと思っております。
0:20:55	説明の方、東海第 2 発電所タカバヤシの方からさせていただきます。別紙 3 につきましては、
0:21:03	都市部、通しページ 552 ページに、からになってございます。
0:21:09	原子炉建屋換気系ダクト、放射線モニター検出器移設に伴う影響についてということでまとめております。
0:21:16	1 ポツとしまして原子炉建屋換気系ダクト、放射線モニター検出器移設による安全機能への影響についてと。
0:21:24	ということで、先に述べておりました通り、当該放射線モニター検出器、放射線モニターにつきましては、
0:21:32	以下、MS1、工学的安全施設への作動信号の発生機能、
0:21:38	及びMSさん、緊急時対策所、重要なもの、及び異常状態の把握機能ということでこちらの機能を有しております。
0:21:48	下に図 4-1 ということでモニター系統の概略図をお示しております。今回ALCパネル、補強範囲見直しによる代替対策は、
0:22:00	当該放射線モニター検出器の移設のみということになりまして、検出器自体の数及びインターロック並びに監視系の出力信号等の変更、
0:22:11	はなく、従来より、有する安全機能に影響を及ぼすことはないと評価しております。
0:22:17	図のほうを一部説明させていただきます。
0:22:21	こちら、申し訳ありません、図の中、一部記載の不適切な箇所がありました。そこをまずお示します。
0:22:32	図の一番下のラインにですね、原子炉建屋、全域という、
0:22:38	ところを、左から右に向かって、今回のALCパネル補強範囲見直しによる代替対策ということで、四角く囲ってある部分あるんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:49	その手前に閉止版を一つ、図示しておるんですが、
0:22:53	こちら、この閉止版の方は、この隣にあります原子炉建屋原子炉棟と、 附属棟の壁、こちらの原子炉棟側の方に
0:23:05	施工することになりますので、こちらの閉止版の位置が、左側、破線の 左側の方になります。申し訳ありません。
0:23:15	この中で、この図の中で、系統概略図の方でお示ししますのは、検出 器、放射線モニターの検出器のみの移設となり、なるということをお示し しております、
0:23:27	今回の改造工事で直接的に工事を行いますのは、当該放射線モニター 検出器の移設のみということになりまして、
0:23:37	運用停止されます破線のダクトのライン、こちらから、現在、ついてい る、そちらのラインから、
0:23:45	改造後に運用される。
0:23:47	この上のナカノウエダはですね、実線側の方、
0:23:52	こちらに検出器のみを移動するということになってございます。で、その 提出期以降のですね、実際の中央制御室側のモニターであったり、
0:24:04	指示をします記録計、
0:24:06	あとはインターロック等をつかさどります、ロジック関係リレー関係、そち らの回路については、変更はないということをお示しております。
0:24:17	553 ページに移ります。
0:24:22	こちらは原子炉建屋、2 ポツということで、原子炉建屋ガス処理系作動 機能への影響について、
0:24:30	記載しております。ALCパネル補強範囲見直しによる代替対策は、図 4 -2、こちら、原子炉建屋ガッシュ理系ブロック図を示してございまして、
0:24:41	その左上図の方、赤枠で囲ってございまして、
0:24:45	そちらに示します①という検出器の部分、こちらを移設するというもので ございます。
0:24:53	原子炉建屋ガス処理系インターロック回路の変更はございません。とい うのはですね、
0:25:00	左上図赤枠の中、①の検出器以降、
0:25:06	そちら、後段のセンサーリレーであるとか、ロジックリレーインターロック リレー、
0:25:11	といったところは、今回の改造の範囲には含まれないということで変更 はないということになってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:18	また
0:25:20	英文の方に戻りまして、また原子炉等関係、吸気排気隔離弁の片系が運用停止。
0:25:28	ダクトが運用停止ということになりまして、片系隔離弁が運用停止ということになりますが、原子炉建屋ガス処理系の動作
0:25:37	図中の②と③で示しております。
0:25:41	昨日、
0:25:42	並びに原子炉棟換気系で指針を、図中④、
0:25:47	こちらの機能は独立して発信される、されますので、原子炉建屋ガス処理系の動作及び原子炉棟換気系の停止に影響を及ぼすことはない。
0:25:58	ことを評価しております。
0:26:02	お互いが独立してというところですが、それは図 4-2 の右側の図で、路地ブロック図で示しております。
0:26:12	この中でですね、原子炉建屋放射能高、こちらが放射線モニター検出器の方から検出された信号をもとに発信されます。
0:26:22	こちらはですね、右に、3 市、三つのシリーズな三つに分かれております。非常用ガス再循環系動作信号。
0:26:32	非常用ガス処理系動作信号。
0:26:35	原子炉棟換気系停止信号、こちらはすべて同時に発信されまして、お互いが干渉することはありません。
0:26:44	それですね、一番右側の図の④の部分、赤い破線で囲っておりますが、こちらは今回運用停止楽と運用停止に伴い、
0:26:57	あわせて予定される隔離弁、
0:27:00	吸気側排気が、こちらの方をお示しております。
0:27:05	続いて 554 ページに移ります。
0:27:09	こちらは参考として、原子炉建屋ガス処理系のA系ロジック、作動の時の系統状態をお示しております、
0:27:19	プロジェクトが働くことによりまして常用換気系が停止になります。常用関係と申しますのは、図中の下のところですね。
0:27:30	外気吸込口というところが、図の中央下のところがありますが、その矢印から入った、こちらが常用の吸気系、タービン建屋の方から、ファンがございましてこちらが、
0:27:43	から原子炉棟の方に供給されまして、
0:27:46	この図中の上部、こちらが排気側になりまして、原子炉建屋附属と、今回、改造の範囲となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:55	こちらのエリアに隔離弁がございまして、その後タービン建屋を通して、主排気塔の方に排気が導かれると。
0:28:04	で、原子炉建屋ガス処理系ウエキロジック作動時ということで、図の中央に示しております。こちらが非常用のガッシュ利権になってございまして、この赤のラインを通して、
0:28:17	排気塔として細い排気塔側になります。こちらがSGTSの排気塔ということになってございまして。こちら概要をお示ししております。
0:28:28	別紙3の説明は以上となります。
0:28:35	説明また戻りましてカワマタの方から説明させていただきます。
0:28:40	538ページに戻っていただきまして、
0:28:46	先ほど説明した内容(3)の方を説明しましたので続きまして(4)につきましてですが、
0:28:53	さっき、先ほど述べました対策に対して今回設置許可基準規則等の各条文への適合性を確認し、既許可の適合方針を踏まえたものであることと、
0:29:06	適合していることを確認しました。こちらについては、別添資料の方にまとめておりまして、別添資料については後程ご説明させていただきたいと思っております。
0:29:15	続きまして(5)としまして
0:29:19	設置変更許可申請の要否について確認しまして、今回不要と判断しております。こちらを別紙4にまとめておりまして、555ページの方、ご確認をお願いいたします。
0:29:34	555ページの方、別紙4としまして、
0:29:38	対策後の
0:29:41	設置許可、設置変更許可要否についてということでもまず(1)としまして原子炉設置原子炉設置許可編、申請書本文には記載の通り原子炉棟換気系は、
0:29:53	送風機及び排風機により発電所、通常運転中、原子炉建屋原子炉棟内の換気を行うものであり、今回のALCパネル補強範囲見直しによる対策は、
0:30:05	常用換気系の設計を一部見直すものでありますが、送風機と排風機による換気を行う設計に変更はなく、旧本文に記載されております
0:30:16	基本設計方針を変更するものではないため、設置変更許可は不要と考えております。次に、添付書類8におきまして、常用換気系としての設計として、議会の以下の記載があります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:30	またこちらについては設置許可基準規則等の要求に基づくものではないことを確認しております。添付書類 8 の記載の抜粋としまして、空気供給系と背景を備えそれぞれ 100%、
0:30:42	100%容量のファン、2 台、思っています。1 台を予備となります。燃料交換作業時には、予備ファン 1 台を起動させ、原子炉建屋ウンテンカイの換気風量の増大を行うことができると、環境の
0:30:58	原子炉建屋入口及び出口ダクトは、それぞれ 2 系統を有し、それぞれ 2 項の空気作動の隔離弁があってと記載されていますが、上記 2 系統の設計は、安全上の観点ではなく、運用性向上、
0:31:12	の観点から行ったものであります。東海第 2 の実運用としては、1 系統のみ使用しております。対策後の
0:31:23	1 系統の設計としても問題が生じることはないことを確認しております。なおですね、本 2 系統の設計は、東海第 2 発電所特有のものでありまして、他プラントにおいては採用されておられません。
0:31:36	なお書き※次※書きです。運用性向上として期待していったのは、燃料取りかえ時において政府ピースイトウの機関による結露防止する。
0:31:47	ことであります。ありますが、9 条溢水による損傷の防止等に係る新規制基準適合性審査におきまして、その他の漏えい事象に区分される結露水については、
0:31:59	安全機能に影響を及ぼさない設計となっていることを確認しております。指定しており、
0:32:04	まして、仮に、結露が生じた場合においても、安全上の問題となることはないことを確認しております。こちら、参考資料としまして 9 条の審査資料を、561 ページ。
0:32:19	以降、付けておりまして、561 ページこちら、
0:32:25	9 条審査資料抜粋ということで溢水による損傷の防止等ということで付けさせていただいております。ページめくっていただきまして、562 ページなんですけれども、
0:32:36	こちら、その他の推移ということで、
0:32:39	まとめ、説明がありまして、少量、
0:32:43	赤枠で記載しているところなんですけれども、
0:32:45	少量漏えいの想定については防護対象設備に影響のある全区画について評価を行いまして、排水や漏えい検知が可能なことを確認して、
0:32:56	いまして、詳細については補足説明資料 25 ということで、
0:33:01	563 ページに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:04	抜粋をつけておりまして、こちらの資料の中においてですねその他の漏えい事象を説明しておりまして、その他漏えい事象、
0:33:13	に対する確認についてということで、まず、上の赤いハッチングのところですが、その他漏えい事象に対して想定される事象を整理するとともに漏えいの早期検知システム及び排水システムにより、
0:33:25	漏えい水が安全機能に影響を及ぼさない設計となっていることを確認するとなりまして、
0:33:30	1 ポツとしましてその他の漏えい事象の整理をしておりまして、その他漏えい事象におきましては、第 1 表の下の表ですね、2 分類。
0:33:42	されておりましてこのこちらの
0:33:45	(1) 機器ドレン、想定事象としまして空調ドレンの中に結露水含まれておりまして、漏洩量はショート、
0:33:53	評価しております
0:33:57	含まれておりまして
0:33:59	続きまして、
0:34:02	565 ページになるんですけども、
0:34:06	先ほど述べましたその他の漏えい事象に対する対応方針としまして第 1 表にて整理した事象。
0:34:13	のうちに、うちですね
0:34:16	基本的に漏えい量が少なく、現在の想定破断による溢水に対しても含まれると考えられています。その山漏えいについては、第 1 図に示すフローに従い、溢水防護区画ごとに確認を実施しております。確認結果については、
0:34:31	第 2 表に示しております。
0:34:35	566 ページに、
0:34:38	第 1 図としましてその他漏えい事象に対する対応フローというものを、ありまして、
0:34:44	まず、今回対象となる価格を 1、
0:34:47	選定しまして、9、まず最初にですね区画内に溢水の
0:34:52	発生要因となるものが存在するかということで、こちらイエスになりまして、
0:34:56	続きまして区画内で溢水が発生した場合の、影響評価を実施しているかということで、
0:35:04	しており、いるため今回、右に行きまして、対応不要というふうなフローとなっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:10	続きまして 567 ページになりまして、
0:35:16	今回の対象が、一番上で区画している。
0:35:20	RB-6-1 となりましてこの区画に対しては、その他の漏えい事象に対する対応は不要としております。
0:35:32	また 568 ページになりますが、
0:35:35	6 階の区画の保有水量に対しまして溢水量を確認し、
0:35:40	569 ページになりますが、こちらに
0:35:47	記載してあります
0:35:49	防護対象設備に対して影響がないことを確認しております。また、その他の漏えい事象が発生しましても、漏えい量は先ほど述べました通り、小であるため防護対象設備への影響はないと、
0:36:03	あり、ないことを確認しております。
0:36:10	555 ページに戻っていただきまして、
0:36:15	先ほど説明した内容は運用性向上のご説明となります。最後にですね (3) としまして、対策を踏まえてですね、添付書類 8、
0:36:25	の記載について一部変更する必要がありますが、今後、関連する設備の変更等による設置変更許可申請を行う際に、行うこととしたいと考えております。
0:36:46	はい、規制庁のです。説明ありがとうございました。ではこちらの方から事実確認をさせていただきたいと思います。
0:36:57	原子炉規制庁の宮本です。ちょっとまず前提入る前に、中身入る前に確認なんですけど、2 ページから書かれていて、
0:37:07	4 ページ 5 ページ理由書かれてるんですけど、
0:37:11	これ、手続き論としてですね、まず、
0:37:15	今、
0:37:16	3 月 1 日に申請された。
0:37:19	申請書の変更理由は、SFPのスロッシング対策による変更という形で、我々申請を受け付けてるんですが、
0:37:29	それに対して今回の理由は全く違う理由を書かれているんですけど、これは手続き上どうされる予定なんでしょうか。
0:37:43	日本減少は津野小林でございます。ここ記載が違ってきているというのは認識しておりますので、適正な時期に補正なり変更をしたいと考えております。
0:37:56	規制庁、安江藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:37:58	少しそこで確認なんですけど、中身は補正はあると思うんだけど、変更理由自体が変更されるっていうことに対して、それ補正ってこれまでの過去の
0:38:08	実績であるんでしたっけ。
0:38:14	日本原子発電コバヤシです。ちょっとまだ確認は取れてませんので、戻り、確認をさせていただきたいと思います。
0:38:22	お願い車両は我々、3月から確認している。申請理由変更理由ですね、今回の変更理由が、
0:38:29	全く違うものであったっていうのが、今日のこのヒアリング資料の中で明確になっているので、それに対して
0:38:38	どういうふうな手続きなり対応されるかっていうのは事業者の方でよく検討していただければと思います。
0:38:45	いいですか。大丈夫か。
0:38:47	はい。元の木場でございます承知いたしました。それを踏まえてちょっと中身の方に入りますので、
0:38:53	4ページ、ちょっとまとめられてる2ページ飛ばし4ページのところで、
0:39:00	この工事の見積もりっていう、ここで書かれてるこの工事の期間は、極めて長期間ってちょっとかなり表現がぼやっとした表現になってるんですけど、
0:39:11	そもそも今年の4月ん中ような年初かな。
0:39:16	に変更の期間の変更の申請がなされてると思います。過去もう、
0:39:21	辺区間の変更というか期間をもともと、
0:39:25	工事期間として見積もった上で申請されていると思うんですよ。
0:39:30	にもかかわらずこういう表現されてるっていうことはその当時の工事期間の見積もりが甘かったということと言われてるってことですか。
0:39:42	日本原燃小林でございます。
0:39:45	4月頃、工事期間を変更して、2024年9月までの工事期間とさせていただきました。
0:39:56	それが全体工程の話です。今回のこの長期間になるというのは当然その中には入っているというふうに入ったもので、申請しているというふうに考えております。
0:40:10	鶴見ヤダということは、今までこの工事をこのまま続けたとしても工事期間は、今の
0:40:16	すいません、ちょっと整理すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:18	今回のこの変更が前提となった工事期間を申請されているのか、もともと、
0:40:24	当然これ認可されるかどうかわからない状態で工事っていうのは見積もられてるわけだから、4月か3月かそれだけ出された工事期間というのは、この工事、この極めて長期間、
0:40:36	の工事期間を含めた工事期間として提出されているという、そういう認識でいいんですかどっちですか。
0:40:43	今回ご説明をしました日本斜線コバヤシでございます。
0:40:47	今回ご説明をしました、ALCパネルの補強だけの補強をして、対応をとる。
0:40:56	その作業はある期間は必要なんですけど、
0:41:00	それに加えて今回新たに、その他の安全性向上対策工事、
0:41:06	を含めて、全体の工事から出るドレン水の処理、あと廃棄物処理系の停止可能期間、そこを考慮すると。
0:41:18	とても影響が大きいということがわかりましたというご説明になります。
0:41:28	どうぞ。
0:41:30	都築です。今の宮本さんのご質問は、今回の認可を前提とした工程として、先日工程変更したのか。
0:41:39	そうではなくて、
0:41:41	今回っていうSAの本体認可を取ったときの姿で、工事工程を考えたのかどちらですかという、失礼しましたコバヤシでございます。今回、認可をいただきたいいただける。
0:41:54	そういう前提の今は工事工程になっているというふうに認識しております。
0:42:01	赤瀬常務。普通そう、そういう工程表の出し方するんですけど。
0:42:06	東証の現状の工事計画に基づく工事計画を出されるのが通常の考え方なんですけど、
0:42:12	未来認可されるかどうかわからないものまで含めて、
0:42:16	工事計画に含んで、工事期間で4月出されるんですけど、コバヤシでございますそこは、弊社の反省点かなというふうに思っております、
0:42:27	ここまですいません、この審査が、弊社の準備によって、長引くというふうに想定しなかったもので、すぐに認可をいただけるというふうに考えておりましたので、
0:42:41	その考えで申請をしております。
0:42:47	3月1日に申請あれちょっと待ってね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:52	時期的な違いがわからないから、ちょっと今手元がないから申し訳ないんだけど、
0:42:56	そもそも、届け出で変更した申請は、
0:43:01	がまず出されてるわけですよ。それは、
0:43:05	これまでの、
0:43:06	要は既許可に基づいた工事計画を出されてるわけですよ。
0:43:12	これ、これに入ってない状態です。
0:43:17	それ、そういう認識じゃないってことなんですか。
0:43:26	原電の小林でございます。
0:43:29	工事期間全体工程を変更したときの考え方が、
0:43:36	このA棟モリタ移設、
0:43:39	へん人。
0:43:41	で、長期に渡るっていうのが考慮されていないのか、いるのかっていうことを今聞かれているということによろしいんですよ。はい。
0:43:51	そこは確かおっしゃる通り先ほど私も説明した通り、
0:43:58	今回このまま補強の工事を続けて、当初の認可をいただいた姿のまま、
0:44:08	工事をすると、
0:44:13	20149 月には入りそうにないと。
0:44:17	いうふうになってふうに考えております。
0:44:22	本当。
0:44:24	だから、ちょっとね、申請書の届け出なり、申請の考え方って、
0:44:31	事業者でどういう計画を持ってね。
0:44:33	これ出されてるかっていうのがちょっと全然わからないんだけど、
0:44:37	通常は、
0:44:39	普通の考え方ね、通常の見方は、
0:44:43	企業間の工事計画に基づいて、工事期間を抽出してみますと、工事認可された場合のときの、工事期間を延長した時っていうのは、その絵姿のままやる工事が、
0:44:55	もう少し時間がかかるから、延長しますと。
0:44:58	要はそれが、
0:45:00	だから延長になりましたと、だから4月にそれはだからSAとSAもそうだし独自も含めた、工程を出されたと。
0:45:08	だからそこで今まで通りやれば、既許可、既工認、要は既工認の通りに工事をやればその期間までには終了するでしょうと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:17	いう認識で、4月に出されていると。
0:45:20	いう認識で私はいます。それは間違いないですよ。
0:45:24	それが見積もりが甘くて、
0:45:27	要は、今回改めて見たら、
0:45:30	その期間からもはみ出す可能性が、
0:45:33	ありますので今回持ってきましたっていうことを言われてるっていう認識でいいんですか。どっちなんすか。
0:45:44	日本レジャーの小林です。
0:45:47	当初、何て説明して、
0:45:51	今回の今回今審査をいただいている、この辺人で、認可をいただければ、今の
0:46:01	工事期間に収まると。
0:46:04	いうふうに考えて、それが先日、申請した、全体工程の変更。
0:46:14	全体工程の変更の期日までには、今は入りそうにないというふうに考えてます。
0:46:25	規制庁ともうこれ続けても仕方ないので、今の考えはそういうことで、これ、どれぐらい長くなるんですか。
0:46:38	日本原燃小林です。今回、
0:46:43	ALCパネルを当初の計画通りに補強をして、
0:46:49	改造工事を従来通りにやるとどのぐらいかかるかと、ということですね。
0:47:02	はい。日本原子力の花井と申します。今のちょっと大きなALCパネルの躯体の工事をやった場合には、
0:47:12	プラス、灯油建築側と、あと、干渉物工程、干渉物の解体復旧工程を含めると、
0:47:22	プラス、49ヶ月ぐらい。
0:47:27	だという。
0:47:29	全体の工程をそれぞれ組み合わせた、それぞれ個別の工程を組み合わせるとそのような形で今考えて、整理することができました。
0:47:39	規制庁目で工期が、に対してどうこうっていうわけじゃないですけど事実確認や液体廃棄物処理系の停止期間でどれぐらい見てるんですけど。
0:47:52	現在コバヤシでございます。液体廃棄物処理系は、
0:47:57	廃棄物処理系ヨシダ、
0:48:00	廃棄物処理系にはいろんな系統がございますので、各々を長期間止めることは当然不可能だと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:09	通常運用であっても、1週間ぐらいしか、今、連続で止めることができないかなというふうに考えております。
0:48:17	ですので、その期間にできる移設の細節ですか干渉物の対策をできるところだけやったら、一度系統を復旧させて、
0:48:29	Dと液体の廃液を処理をして、タンクを空にした後に、また前提ということになりますのでちょっとそれが、
0:48:38	トータルどのぐらいあるかっていうとそこまでは今、今手元にはないんですが、それをそこ考慮すると先ほどの数字になるというところではあ。
0:48:47	原子炉規制庁美馬です。今ここから理由が書かれてるんで確認したんだけど、
0:48:55	ちょっと根拠曖昧だなと思うわけです。
0:49:00	今、今の回答では、
0:49:03	要はどれぐらい提示してどれぐらい処理にここで発電所安全の維持管理って言ってるんだけど今言われたように、1週間止めて1週間です。
0:49:12	工事を進めて1週間処理やって1週間やればできるんですよって言われれば分かっていうことなんですよね多分。
0:49:23	あとちょっとすいません、ちょっと話が長くなっちゃうとまずいのでちょっと
0:49:27	これ会合も決まってるんでまた会合でもあれですけど、
0:49:30	少し進むと。
0:49:32	どうぞはいちょっと。
0:49:36	規制庁の天野です今の工事計画についてちょっと
0:49:42	ちょっともう少し書く確認というか整理をしていただきたいと思っておりますが、
0:49:47	先ほどお話のあった、
0:49:51	サ食う今年の3月24日に出された設置変更の工事計画変更届け出、
0:50:01	それまで
0:50:05	2022年12月工事終了とされていたものを、2024年9月工事終了としましたと。その変更の理由として
0:50:19	令和4年2月27日2、
0:50:22	ディー・ディー・エス特注所内ドイさん。
0:50:27	直流電源。
0:50:28	の工事の進捗及び工程変更を踏まえて工事工程を見直しましたと。これを踏まえた縮減装置の設置時期についても見直し、
0:50:40	工事計画を変更しましたと、されていますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:44	それで、
0:50:46	先ほどのちょっと事実関係ですね
0:50:49	いつ
0:50:52	本体施設の
0:50:54	認可を、
0:50:57	経て
0:50:58	必要な工事期間が
0:51:02	確定したのかによるんですけども、
0:51:05	一応原子炉と、
0:51:08	規制法の設置許可を受けた。
0:51:12	炉規法第 43 条の 3 の 5。
0:51:16	第 2 項第 6 号の工事計画については、
0:51:23	同法第 43 条の 3 の 8。
0:51:28	の、
0:51:29	第 3 項において、
0:51:32	6 号なんで、ここに掲げる事項を変更したときは、変更の日から 30 日以内にその旨を原子力規制委員会に届け出なければならないと。
0:51:43	いう法律上の規定がございます。
0:51:45	なので、いつ、
0:51:47	変更したと。
0:51:50	いうことの特定が重要ですね。
0:51:53	これを特定したら 30 日以内に、
0:51:56	変更することが法律上求められてると。
0:52:01	この辺いかがでしょうか。
0:52:05	現在のコバヤシでございます。それは、弊社として、
0:52:10	工程の変更が必要だというふうに判断した日以降 30 日以内というふうに認識しております。そこちょっと今、日にち具体的にじゃあ手元ないんですけども、戻ればわかると思うんですが当然、
0:52:23	3 人以内には、会社として判断をしたというふうに、確認聞いております。
0:52:31	今の話だともうすでに、
0:52:36	ないですか。
0:52:37	4 ページの、
0:52:39	極めて長期になるということをすでに社内決定をされて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:47	この通りに、本体施設の認可通りにやると、プラス 49 ヶ月かかるという、
0:52:55	ことですよね。
0:52:58	なので、
0:53:01	それが、
0:53:02	それが工事計画の認可通りに、
0:53:06	実施されるということが、
0:53:08	判明した段階で
0:53:12	それは設置変更して設計を見直すか、
0:53:16	工事計画を出し直すかのどちらかになる。
0:53:19	と思うんですけど、そのあたりは整理していただく必要があるかなと。
0:53:23	思います。
0:53:26	はい。原電の木場でございます。承知いたしました。
0:53:34	それとですね、まず、もうもう 1 点ちょっと重要なことを確認したいんですけど、
0:53:41	このALCパネルに関する補強するしないの判断っていうのは、
0:53:48	今回初めて持ってこられてるってことですか。
0:53:53	ちょっと質問がちょっとぼやとしてるからそのALCパネルを取りやめる、やるやらないっていうのは、既工認でも話はしてなくて、
0:54:01	要は去年認可を受けた特重でも話はしてなくて、
0:54:05	今回初めて持ってこられてるっていう認識でいいですか。
0:54:11	現在木場でございます。
0:54:14	SAの認可工認を認可をいただいた以降をALCパネルの補強をやめるっていうのは今回初めて、このへん人が初めて、
0:54:24	というふうに認識しております。これは設置許可の審査の終盤で、
0:54:32	議論になって、
0:54:33	審査会合で、
0:54:35	頭頸日本原電が、
0:54:38	これは補強をやりますって宣言した内容に含まれるという認識を持って、こっちを持ってこられてるということでもいいですか。
0:54:52	辨野スズキですおっしゃる通りそういう認識でありましたけれども、いろいろな影響検討した結果として、工事を変える必要があるという判断をしたということになります。
0:55:03	規制庁宮です。これは非常に重い話であって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:09	私がなぜこれを言ったかという、これまで3月1日に申請を受けてから、この話は、事業者から一切出ていません。
0:55:21	審査会合で説明していた事項を変更しますと、
0:55:27	だから先ほど言った変更の理由も、SFPのスロッシング対策としか持ってこなくて、要は、
0:55:36	個人事業者が、過去の審査会合で宣言した内容。
0:55:42	要は、
0:55:43	変更するということの説明を一切しないでやめようとしていたっていう認識なんですけど、そういう認識でいいですか。
0:55:55	原電の鈴木ですすみませんちょっと本店側の設置許可をやってる我々の方でフォローが不十分で、そういったところまで言及するようにコメントをできていなかったんですけども、宮元さんおっしゃる通り、
0:56:08	ちゃんと設置許可で約束したことと、違うことやるってような認識で、我々おましてちゃんとそういった説明をしないとイケなかったなという認識であります。
0:56:21	規制庁宮です。
0:56:24	ちょっとこれ非常に重いので、
0:56:26	杉さんも今言われてると思うんだけど、我々審査会合、
0:56:31	過去の審査会合を、
0:56:34	こちらから指摘しないとこちらから言ってもらえないっていうのがね。
0:56:40	多分普通の事業者でそういうのないと思うんだけど、
0:56:43	過去の審査会合で、これ主最終版で非常に問題になって、これどうしますか、っていうALCパネルどうしますかっていう。
0:56:53	こちらからの問いかけに対して日本原燃は、Ss機能維持、要は耐震上も+のプラス、竜巻防護対策もしますと。
0:57:02	ということで、会合で宣言され約束された事項であるという、
0:57:09	そういう認識を持って、後任の変更も含めた、
0:57:14	検討がなされているという、
0:57:16	ふうには思えないんですけど今検討してるということでもいいんですかね。
0:57:27	出野スズキです。ご質問の趣旨は、この工事に限らず、工事全体というようなことでよろしいでしょうか。
0:57:38	現在のコバヤシ、
0:57:39	承知いたしましたそういう認識で対応していきたいと考えております。
0:57:47	その上で、まず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:57:51	過去の審査会合でどういう説明をして、
0:57:54	どういうふうな対策方針を示されたのか。
0:57:57	それに対してこれは今回どう変更しようとしているのか。
0:58:01	それに対して変更をかけなくていいところについては何で並行かけなくていいのかっていうのが、
0:58:08	今日、多分中身に入っていないところがあって、
0:58:13	そこはよく確認してください。
0:58:19	いいですか。保険の鈴木です。承知しました。
0:58:24	あとは、
0:58:27	藤。
0:58:30	あとちょっと細かいところで4ページの、
0:58:34	2ポツのところの第4回編入ってこの第4回って何のことを指してんでしたっけ。
0:58:42	現在のコバヤシございます。衛藤。
0:58:47	設工認の変認、この後、何回か考えておりまして、その中の一つとしてご説明したいというふうに考えております。
0:58:59	規制庁宮ですけど、ということは、
0:59:03	これからこれが出てくるでございますか。
0:59:06	そっちを先に解決しないと、これって、
0:59:10	今、出されてるやつって解決しないんじゃないんですか、補正されるってことどうなんですか。
0:59:20	現在のスズキですおっしゃる通り話としては同じALCパネルの補強の話ですので、リンクはしてるかと思えます。先ほどの宮本さんのご指摘にもありましたけども、
0:59:31	設置許可との約束といったところともやっぱりリンクはしてると思ってまして、ただちょっと、今今回の先ほど、第4回で説明するといったようなところについてはまだこういったふうに、今回お出したような資料としてはまだ全然整理ができていなくてですね、
0:59:47	申請の準備ができていなかったもので、第4回というふうにさせていただきました。議論としては繋がってるってのは、ご認識の通りです。
0:59:55	規制庁見られるということはずね、
0:59:58	今回のこのへん人の前提になっている。
1:00:03	ALCパネルの補強の範囲の見直してというのが明確にならないと。
1:00:09	まさしく儘田君それとこれと一緒にないと。
1:00:14	これって、適合性って説明し切れるんでしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:20	遠藤の鈴木です。今回の排気ダクト隔離弁の一部撤去とかモニターの移設についてはこれ単独で説明できるという判断だったんですけども、それ、
1:00:32	なぜNCRの補強やらなくてもですね適合するということをお示しできると思ったんですけども、第4回で説明しようとしているところですねそこについてはまた別途ちゃんとですね基準適合性を説明する予定でした。その旨、今日の資料にも出し、書いております。
1:00:53	規制庁宮ですけど。
1:00:56	ちょっと多分ね事業者の方でよく整理してもらった方がいいと思うんだけど、
1:01:00	まずね。
1:01:01	先ほど言ったように、
1:01:03	まずこれは耐震補強というかALCパネルの補強の見直しが大前提にある。
1:01:12	あって、それが問題ないと判断された上で、
1:01:17	この移設、この移設も含めた考え方が、
1:01:21	トータルで説明しないと。
1:01:24	駄目なんであれば、それは補正なり何なりしなきゃいけないんじゃないんですか。
1:01:31	我々これ移設だけでじゃ判断。
1:01:34	要目表だけだったら大した話で、本当にもう変更だけなんだけどその前提で今言われてる内容がまず変更理由が全く違うと。
1:01:44	変更理由が違うのと変更理由の大前提であるその適合性低角でその妥当性がまだ判断できない状況で、
1:01:52	結果としてこれだけ移設するっていうことが、我々の判断として判断できるかっていうとなかなか難しいんじゃないですかこれ。
1:02:00	説明し切るんでしたっけそれって。
1:02:07	そうですねすみません元の鈴木です。第4回で説明するというふうにもしてですね先送りしてるような形なのでおっしゃる通りのようなご指摘があったと思うんですけども。
1:02:18	まずはこの第2回の工事範囲についての基準適合性を見ていただきたいというようなことで、オオモトの我々の説明の趣旨はそういったところでした。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:28	ちょっと第4回で説明するといったような議論を先延ばしみたいですね、ところがありますけども、そちらそちらで基準適合ちゃんとベツドをしっかりと説明する予定ではありました。
1:02:52	そうですねこれ長くなるために手続き上の考え方先ほどの小穴間野から私からの指摘事項と、あと変更の理由でどういうふうな取り扱いをするか、あと、今回のこの
1:03:03	この第4回で併任するっていう前提でこの申請が成り立ってるのであれば、その申請が本当に成り立つのかっていうところは、事業者でよく確認して持ち帰ってもらえますか、じゃないと我々これちょっと今答え出ないと思いますんで。
1:03:19	出野スズキで承知しましたちょっと第四課以外の方とのリンクもですね考えつつ、我々としての説明処理を改めて整理したいと思います。
1:03:28	はい。それとちょっと、前提のやつの話が前提のやつ、何かありましたっけ。ないですか。
1:03:35	ちょっと中身の方の話で持ってきていただいたので、まず確認として、
1:03:41	ですね。
1:03:46	吸気隔離弁。
1:03:48	ちょっと申し訳ない吸気隔離弁の、今回Bが撤去なんだけど、Aの場所ってどこにあるんでしたっけ。伊賀ちょっと場所がわかんなかったんだけど多分あんた、二次格の中にあるんですか。家はどこにあるんでしたっけ。
1:04:07	はい。すみません。元補修ハナイと申します。
1:04:10	ページで言うと7ページGのところの吸気隔離弁と、
1:04:18	いうのが左側にあると思うんですけども、その場所と旧隔離弁のある場所っていうところですか。はい。
1:04:27	9ページ10ページではし不示されてるようなやつが、
1:04:33	はどこにあるんですかっていうのが、
1:04:36	ちょっとわからなかったのを教えてください。はい。について同じように、
1:04:42	すみません、10ページのところがB系の系隔離弁なんですけどそれと同じように、原子炉建屋の外側、ちょうど現場、
1:04:53	現場で言うところの10ページのエリアは、場所的に、
1:04:59	うん。
1:05:00	原子炉建屋附属と。
1:05:02	のところにA系の時計隔離弁も設置されてます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:10	ちょっとそれ場所がわかるように図示をさせていただきます。ちょっと今、変更するやつしか、培地達わかんないんで吸気隔離弁の場所が、
1:05:21	は、今どこにあるかだけちょっとわかるように、ちょっと図を出してください。
1:05:26	わかりました。
1:05:28	日本原燃の花井と申します。わかりました。A系の吸気隔離弁のついでる場所のイメージ図追加するようにいたします。
1:05:37	あとは、図 2-102 だやつは、大体の漫画絵なのでわかるんですけど、
1:05:45	要はこれ、常用系原子炉ガス処理経過を含めた全体の系統図で示していただけますか、っていうのは、
1:05:55	少しちょっと気になった 18 ページとかで、
1:05:59	多分これがあったら、これはこれも多分かなり概要なんだけど、例えばなんですけど図の 4-3 の下のところ赤い線が入ってるんだけど、
1:06:12	来撤去する。
1:06:15	OB側っていうのかな、右側になるのかな。下は、
1:06:19	のと、これっていうのはこの、
1:06:23	赤い系統が繋がってるのか繋がってないのかよくわかんなくて、
1:06:28	エスピーのHDと1 イシイがあると思うんだけど、それは撤去する今考えているんだけどその矢印が左にしか伸びてなくて、
1:06:38	上の矢印と繋がってるのが繋がってないのかがよくわからないので、ちょっと全体の系統図をつけていただいて、
1:06:46	今回の撤去範囲が系統図上どういうふうになるのかっていうのが、
1:06:52	示していただければと思います。
1:06:55	日本原子力発電花井と申します。すみません。こちらは、今ちょうど見ギイた 19 ページで説明して、
1:07:06	だったんですけど、次 21 ページの 20 ページからだと話がまだ終わってなくて、これから 21 ページに書いてあるのが、
1:07:17	全体の系統図、抜粋だけですとミヤモトですけど、これも見てるんですよ、私が言ってるのはこういう漫画図じゃなくて実際の系統図を見せてくださいっていう要は、
1:07:27	ここで言っている、
1:07:29	系統図で要は図の 2-1 とか 02 っていうのはすごい漫画でしかないんで、全体の系統図がこれと、要はさっきKソガワで見せていただいたやつが繋がるように全体の系統図を見せてくださいってことです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:43	県連のスズキで主張しました全体の系統図と撤去範囲ですね、あと閉止範囲なんか明確になるような図をつけたいと思います。はい。お願いします。あとですね
1:07:54	これ、
1:07:54	今からと思うんだけど、
1:07:59	ちょっと、
1:08:00	ついてないなと思ったのは
1:08:03	既工認、
1:08:05	既工認の、要は多分工認対象外ではないのかっていうのがあると思うんだけど、そのSGTS
1:08:13	SGTSなのか、二次格なのか、要は、現状の
1:08:18	工認での要目表の記載範囲、
1:08:23	出されてる系統図がどの範囲なのかっていうのが、比較してわかるようなやつをつけていただきたいんですよ。
1:08:30	要はSGTS側のタブ隔離弁から、
1:08:33	一番後ろまでかなが多分要目表の対象に多分なってると思うんだけど、それより外側のバルブなので例えば要目表の
1:08:41	対象ではあるのかなのか。
1:08:44	なぜ対象じゃないのかというと多分二次カクウ何で二次格は要目表上の要求が搬入高とか、
1:08:54	ああいうのしかないの今現状は書いてるのか書かれてないのかっていうところが、現状の要目表が、の上のこの
1:09:02	二次格の取り扱いがどうなってるかわからないので、それはつけてもらえますか。
1:09:11	はい。隔離弁について要目表の扱いですね、ちょっとそれもわかりやすい、わかるように、つけるようにいたします。
1:09:19	あとですねちょっともう、せっかくここまで行ったので、先に言っておくと、
1:09:24	あと、
1:09:26	今回 19 ページ。
1:09:29	2 テンパチテンパチしか書かれてなくて、以前まで本文もテンパチも説明は受けてるんだけど、
1:09:37	この系統が関わってくるのは、後ろの、多分ページでも書いてあったと思うんだけど、
1:09:46	本部 15 も関わってくると思うんですよ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:49	本文 15 の解析条件がどういう条件であってそれに影響があるかないかっていうのと、
1:09:57	本文テンパチじゅ、本文 15 ですね。
1:10:01	その辺の規制基準上の
1:10:04	既許可上の扱いなり、解析だったら前提条件が、
1:10:09	例えば今、撤去しようとしているバルブばるーが隔離弁の閉が多分信号になってるんだけど、それを二つ、二つ解析だからババ関係ないのかもしれないんだけど、
1:10:21	二つなのか一つなのかその辺の前提条件が全然変わらないのか、変わるのかっていうところが、わかるように、資料として追加していただきます。
1:10:32	スズキで承知しました本文 15 とあとテンジュウですねテンジュウもつけてですねご説明したいと思います。一応口頭でご説明しておきますと添 10 の事象としましてはLOCAと燃料集合体の落下、二つの事象が、S GTSが使う系統でそこから関連してきます。
1:10:48	今までの 6 月ですね燃料集合体の落下もそうなんですけども、通常換気系が隔離をかかるといことがもう前提になっていて、
1:10:57	事象の初期からですねSGTSが動くことを前提でやっているんで、結果としては影響はないというようなところですね、ちょっとその辺りもわかるようにご説明したいと思います。
1:11:08	はい。お願いします。
1:11:11	あとですねどうぞ。
1:11:18	規制庁の天野ですけど今のちょっと関連なんですけどおそらく、
1:11:24	記載としては、
1:11:28	2 ページ、2 ページですかね 2 ページの、
1:11:33	(4)とか(5)辺り有井のちょっと説明が足りないので充実してくださいという話だと思うんですけども、
1:11:44	それで別紙。
1:11:45	C4 の、
1:11:48	別紙 4 の、(1)が申請書本文で(2)が添付書類 8 ということなんですけれども、
1:11:58	通しで 555 ページですね。
1:12:03	実際のものが 556 ページに左側が申請書本文で右側が添付書類 8 で、
1:12:11	この左に書いてある

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:15	3 ですか、(3)の原子炉建屋蒸気換気系。
1:12:19	は、いわゆる本文 5 号、
1:12:22	ウノを一部だと。
1:12:25	いうことだと思うんですけどさっき言ったように、本文 15 ですね。
1:12:30	特に本文 15 は、
1:12:35	あれですねいわゆる本、テンジウウの、
1:12:40	本文記載事項の格上げというのがなされてい。
1:12:44	いると思いますので、そこで従来の安全解析上の
1:12:49	解析条件であつたり解析結果に影響しないのか。
1:12:53	その辺りリーカ示される必要があるのかなというのと、
1:12:58	あとはこの本文については換気系だけじゃなくて安全機能として必要な項目がもれなく示される必要があるので、
1:13:10	これ今おそらくモニターの関係ということでしか拾ってはいないと思うんですけども、
1:13:20	例えば説明の中に、
1:13:24	10 名、
1:13:26	7 ページですか、17 ページ。
1:13:30	辺りにあつたと思うんですけど例えば計装安全法系としての機能を期待する、してるのであれば、いわゆる計測制御装置の観点からどうかであるとか、
1:13:42	或いは
1:13:46	パワーポイントの 11 ページ辺りに、
1:13:51	いわゆる安全重要度分類上のエスワン等の整理をされてますけれども、
1:13:58	こういった安全機能の観点から二次格納施設とか、
1:14:03	或いは集合集合体落下時、燃料集合体落下時とかつていうことがあるので、それぞれの機能に必要な
1:14:12	施設、或いは非安全評価として必要なことが
1:14:19	示されてこれは本部変更用使用しないと、いうことをきちっと示していただく必要があると、合わせて本文添付書類 10 についても、
1:14:30	同様ですとそういう趣旨ですけど、よろしいでしょうか。
1:14:35	鈴木ですすいません今の天野さんのご指摘があと 10 分ちょっと理解できなかった可能性があるんでちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今回分厚い資料なんですけども、959 ページをちょっとご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:55	959 ですけども、これ
1:14:59	別添資料の中の一部なんですけども、32 条ですね、格納施設の適合性のところの補足説明資料として、
1:15:07	この 959 ページにつきましては本文 15 の記載の抜粋がしております 959960 ですね、959 で A と C ポツ燃料集合体の落下といったところで、先ほど天野さんもおっしゃられましたけれども、添 10 の評価条件ですね、(エ)
1:15:23	959 ではないですね。はい。959 です。
1:15:33	違う。
1:15:37	私が見てんの違う
1:15:40	印刷物ですよ。
1:15:42	ページ番号。
1:15:44	30、
1:15:48	何か私の方にババちゃって申し訳ないです。
1:15:58	30 年、20、
1:16:00	26、
1:16:03	今それと、
1:16:06	現在のスズキすみませんお配りしてる。
1:16:09	資料ですと 956 ページになります。
1:16:13	これ本部 15 の抜粋がこちらの方から始まっているんですけども、燃料集合体の落下といったところで赤くありまして、括弧 A からですね、ずっとこう、
1:16:24	添 10 の評価条件なんか並んでます。957 ページの方に行きまして両括弧 g というようなところで、関連するところということで赤くしておりますけれども、原子炉建屋放射能高信号によって、原子炉建屋のガス処理系が起動するものとするという、こういった
1:16:40	記載があるといったようなところなんですけどもちょっと先ほど口頭で申しましたけれども、テンジウの方ではもうこちらの方で起動するというようなところで、この評価条件が、
1:16:50	本部 15 なんかズバツとこう書かれてるんですけども、建屋の関係の隔離であるとかですね、そういったようなところには言及はないといったところで、影響はないものだと思っております。実際の
1:17:02	テンパチ側の方の設備の機能としても全然今回影響がないように設計するので、経過して添 10 の方にも影響しないといったようなところだと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	思ってます、ちょっとその辺ですねテンパチと点字のリンクがわかるようにテンジュウ側の方の
1:17:16	本文 15. 重側の方の説明をしたいというふうに考えていたところなんですけど、先ほど天田さんがおっしゃられたそのMS幾つであるとか、その安全機能の話ですねその辺の整理が必要だとおっしゃられたところが、
1:17:28	ちょっとどんな整理なのかってのがちょっと私が想像できなかったんですけども。
1:17:36	規制庁の天野です。わかりました通しの 954 ページからが、
1:17:46	既認可ですか、既許可本文と書いてあって、
1:17:51	これはちょっと
1:17:54	本文のどの項目に対して、一行目のこのN、原子炉モードスイッチ停止と書いてあるのかそのあたり、
1:18:04	ちょっとわかったほうがいいと思うんですけど、おそらくこれは、
1:18:08	設計基準事項、安全評価の
1:18:12	956 ページのCポツ、主燃料集合体落下としての、
1:18:19	あれですかね実行の想定とか解析条件、或いは評価結果についてお示されてるというものだと思いますので、まずその後ろの方のこの 900、
1:18:31	54 ページ以降は、
1:18:35	申請書本文の本部 15 だと思いますけれども、どこの項目を指してるのかという項目名を、
1:18:43	マーチャン富田Cを書いていただいて、
1:18:47	その関連するところを、もれなく網羅的に抽出していただいていたということがわかるようにしていただきたいのと、
1:18:56	あとそ、その内容について
1:19:00	結論的にこの 555 ページ。
1:19:04	まとめられるということであればですね。
1:19:07	556 ページですか、パワーポイントの方も、
1:19:12	ここの左だけ見ると、
1:19:14	本文 15 は全く見ていないと、本文 5 号だけで、整理をしているというふうに見えるので、
1:19:23	本文 15. 10 関係についてはまずそういう趣旨です。
1:19:30	前のスズキで承知しました 555 ページがまず本文 15 とか点字が書いてないと実際に 556 ページの方にも本文とテンパチが載ってるんですけど本文 5 号しか載ってないと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:42	いったところでこちらの方に本文 10 号と、点字の方もつけてですね、本文 10 号のどこなのかとかですねそういったところもわかるようにした上で、
1:19:52	555 ページの方ですね記載の方についてもあわせて整理をしたいというふうに思います。以上です。
1:19:57	規制庁の山根です。本文 10 号についてはそういうことですのでよろしくをお願いします。あと本文 5 号についてもですね、
1:20:06	今この 556 ページの左側だけを見ると、
1:20:12	いわゆる、これもちょっとどここの見いだしかというのを書いていただいた方がいいと思うんですけど。
1:20:18	本文 5 号の
1:20:22	施設区分ごとの 1 項目として建屋の換気系を拾っているということだと思いますけれども、
1:20:32	例えば次の 2、22 ページ。
1:20:37	これは保安規定ですけどその継続制御系統施設設備であるとか、
1:20:43	或いは二次格納施設であるとか、それぞれ、今回のその本部変更を要するかどうかというところで関連する、
1:20:54	施設区分があると思うんですね。それは、
1:20:59	安全機能として、
1:21:02	どこに該当するかというのが、
1:21:05	さっき引用させていただきましたけど、
1:21:11	547 ページの表の 1-1 に整理されているので、
1:21:16	少なくともここに関連する機能に関連する施設区分のものは、
1:21:23	網羅的に本文 5 号としても拾って、
1:21:27	556 ページで整理しているというふうに示されないと、換気系だけしかその本文を見ていなくて、それ以外の、
1:21:38	施設区分については整理されてないというふうに見えるので、そこを整理していただきたいという趣旨です。
1:21:46	元のスズキで承知しました今の 556 ページはおっしゃる通り確かに通常関係のところしか本文書いておりませんので、今回の安全機能も関わる安全機能のところ、設置許可の本文のですね午後も 15 も含めて、
1:21:59	網羅的にこちらの方に抽出して、どこからそれを書いているの。
1:22:03	その辺のこともですね明確にわかるようにしたいというふうに思います。
1:22:09	規制庁の大村です。よろしくをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:14	規制庁宮元です。よろしくお願いします。あと、ちょっと言葉だけなんで 19 ページ。
1:22:20	のところ、表現だけなんですけど、(2)のところでは設置規格基準の要求に基づくものでなくてちょっと言い過ぎなところがあって、許可では設置許可基準ではどういう要求をして、今現状どうなってるかっていう、
1:22:35	今ちょっとアマノの必要の指摘と同じところもあると思うんですけど、表現はもう少し整理していただいた方がいいかなと思います。
1:22:45	議決しますとちょっと表現がきつ過ぎるというかあれなのでもうちょっと表現を考えたいと思います。
1:22:52	あとですねちょっと後ろの方行っちゃったので 20、下で言うと 24 ページまでのところでちょっと質問さ、質問とか指摘だけちょっと言っておきますと、
1:23:04	20 ページの件は崎山の言った通りで、その辺は直してくださいって言うと 21 ページの図をせっかくつけていただいているんですけど、結局、どれが変わるのがわからないのでこっから変更になる。
1:23:18	であれば、この図がどう変更されるかっていうの、
1:23:22	わかるようにはしてもらわないと今この図だけしかないとはよくわからないので、そこをお願いします。
1:23:30	スズキで承知しました。
1:23:33	で、22 から保安規定関係のやつが書いてあってあるんですけど、結局これ、回答としては保安規定関係は、
1:23:41	変える必要は今の現状記載はないということですかね。
1:23:46	都築さんおっしゃる通りです。
1:23:48	現在の保安規定の文章で読めるというふうに考えてます。
1:23:52	わかりました。じゃあ、ちょっと 24 ページまではそういうことです。あと、何かあれば、
1:24:02	規制庁の片桐清と、確か 539 ページ
1:24:09	パワーポイントで、
1:24:11	今回吸気隔離弁の方の補強の話が出てきたんですけど、これ、これまで聞いてなくて、今回初めて出てきたものだと思うんですけど、
1:24:23	これについては従前から計画されてたもので今回変更理由の見直しに伴い説明する必要があるっていう、判断で出てきたっていうことでよろしいでしょうか。
1:24:42	現在のは、補修ハナイと申しますはい。検討が進むにあたってそのALCパネルの判子範囲を説明するには、下側、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:53	CS西側のところも説明しないといけませんというふうに判断して、当庫のイメージをつけました。
1:25:01	規制庁カタギリ実には理解しましたので、今回示していただいたもの以外にはもうALCパネルの補強を見直すようなところはないという理解でよろしいでしょうか。
1:25:20	原電の花井と申しますそちらの方が、コピー、4、4ページの第4回編について、ちょっと
1:25:30	SA等ALCパネルの
1:25:33	ところについても説明したいというふうに考えてます。
1:25:37	形状模擬体了解しました。当543ページで、
1:25:42	これマスキングなんですけれども、排気側の隔離弁で、これまでの資料だと、閉止打つだけでもものがあるような、
1:25:51	記載だったんですけども今回網掛けで撤去ってということなんですけどこれは何か経緯があるんでしょうか。
1:26:03	原燃の花井と申します。すいません。ちょっと説明が乏しかったかもしれないんですけど、廃棄各位弁は、取り外して撤去と、
1:26:14	いう形でちょっと説明したつもりだったんですけど、ちょっとすいません、そこが具体的に伝わってなかったみたい。
1:26:20	形状がカワセ次、前の資料で網かけするの忘れてたとかそういう振替です。よろしいでしょうか。
1:26:31	すいませんちょっと網掛けが忘れたそのちょっと、
1:26:35	前回のやつ網かけしてたと思うんですけど、すみませんちょっと前の資料、こちらの方でも確認させてください。
1:26:42	球場がついて撤去するということで了解しました。
1:26:45	もう1点なんですけど552ページで、
1:26:50	モニターの件があるんですけどもう、下の図今回移設しようとしているものは右の緑色のところなんですけれども、
1:27:00	もう1個左側に燃料取替いうカーにモニターがあるじゃないですか。
1:27:08	これの情報というのがあまりなくて要目表上にも多分違う区画の中に設置されてるものだと思うんですけど、これって
1:27:17	資料でいうと大体分厚い資料の後ろの方なんですけど、1226ページにある、下の図で、
1:27:25	燃料取替床排気放射能高っていうものの信号を出している建築ということでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:38	はい。原電の高林でございます。はい。ご理解の通り、はい。こちらの原子炉建屋 6 階、
1:27:45	本人、
1:27:50	江藤元のスズキです少しちょっと補足をさせてくださいこの阿藤燃料油価のですね今の 552 ページのところの燃料床の方の検出器、
1:28:00	については、実はプラントによってあるプラントとないプラントがあります。こちらの方が燃料化のところっていうのはまさにオペフロですね、リアクタービルオペフロのところ燃料集合体が落下した時にFPがもやもやと出てきたらばですねここでは検出器の方で、
1:28:17	検知をしてあげて、バンバンと関係を隔離をかけてあげると、そういったプラントになります。一方で、ここはない、このモニターがないプラントについてはその下流側の方のですね、
1:28:27	右側の方今緑で囲ってあるようなところで検知をして、通常環境隔離をかけるといったプラントです当社で言うと敦賀 1 号なんかはそういったプラントになります。これ燃料課の方があるプラントないプラントで安全評価のやり方が違ってます。
1:28:42	通常関係を隔離かけるまでですね、通常関係でとこう垂れ流すような、FPを垂れ流すようなプラントですね菅野敦賀 1 号機ですね猟友会の方の権威付けないプラントはそういった安全評価をしていて、
1:28:54	燃料課の方があるプラントについてはオペフロで検知ができるので、速やかに隔離がかけられるのでいきなりSGTSで排出するというそういう、安全評価のやり方をしてるっていうものです。
1:29:04	機能としては速やかに検知をするといったところなんです。そういったものになってます。
1:29:08	規制庁のカタギリさん跡地、今の説明にも絡むかもしれないんですけど、従前の設計のままだと、下の原子炉建屋全域っていうのは、右側の、
1:29:19	今回必要としてるもので検知するということで、燃料床のは左側のもので検知するっていう役割を持ってたと思うんですけど、
1:29:28	今回ラクタム配置変えちゃうと、燃料取替床から来たものって検出器 2 回通っちゃうようなイメージになると思うんですけどその辺っていうのは何か整理されてるんでしょうか。
1:29:40	現在のスズキです検出器は 2 回通るとというのが正解でして、従前であればこの燃料化のところですまず通ってですね、右の方に行きまして、ごめん、えっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:52	上が正しいかな。
1:29:58	その矢印がちょっとダクトせずらくてこれ新規ですか。
1:30:03	新規。
1:30:05	でも下流の方でモニター通ってるんですね。
1:30:12	担当ってなかった、
1:30:14	基本的には燃料集形の中左の方で検知するんですね。ですから基本的には安全評価とかに絡むのは左側なんですけども、今回ちょっと20人採ることになるんですけども別にその20人取るからといって悪さをするわけではないというような認識しております。
1:30:29	経常化だけです何か今回ロジックはとか設定値変更ないんでっていう説明があるんですけどちょっと今説明いただいたようなところで、
1:30:39	ちょっとあまり情報がないのでちょっと燃料取替床側の方の配置とか、系統図上どこにあるとか、
1:30:45	そういう情報も何か
1:30:48	あわせて資料を整えて説明いただけたらと思いますけどいかがでしょうか。
1:30:56	スズキで承知しました。
1:31:06	形状のアマノですけどちょっと今のに関連してもともと
1:31:12	2系統、東海第2だけ2系統あってという説明がありましたけど、ちょっとさっきの本、本文15とか、添10との関連で、ちょっと私もそのあたり、
1:31:26	整理していただきたいなと思ってまして、
1:31:30	さっきのご説明だと少しプラントによって、
1:31:34	安全評価の仕方が違うということなので、本当に
1:31:43	燃料取替時専用関係、
1:31:46	そうですね。
1:31:48	撤去することが、安全評価とか、
1:31:52	燃料集合体落下時の評価。
1:31:55	等に影響がないのかっていう辺りが、ちょっと今十分確認できてないかなと思いますので、
1:32:03	そのあたり、
1:32:06	今のカタギリのコメントも含めて
1:32:10	こういうし、理由だから、
1:32:14	燃料集合体落下の評価に影響がなくて従ってテンジウとか、本部15、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:20	2 は影響ないとか、そういうことをわかるような説明をしていただいて、 従って燃料を取りかえ時専用関係は
1:32:32	不要で、
1:32:33	2 系統 1 系統にできるということは、確認、
1:32:38	できるようにしていただきたいと思ってるんですけどいかがでしょうか。
1:32:42	元のスズキで承知しました先ほど本文 15 とか、添 10 の方も、付けると いう話をしたんですけども、今の安全評価のやり方が違うとかですねそ ういった辺りは実は設置許可添 10 のほうで読み込んでいる。
1:32:56	日立さんとかのライセンシングレポートの方にですねいろいろと書かれ ております。むしろこの燃料床があることを前提とした安全評価が一般 的で、これはないプラントはこういう安全評価をやりますよと、通常換気 系が核にかかるまでは垂れ流しにするといったようなところの評価をし ますよといったところがライセンシングレポートなんかにも、
1:33:14	書いてありますので、ちょっとそういったところを、適宜引用しながらです ね、添 10 の位置付け、その燃料課の方でちゃんとやってるんだよとだ から、これでいうと、16 ページで言うところの左側の燃料床の方でやっ ている、こちらについては何らこう動かしてませんし設計を変えておりま せんので、当然安全評価には、
1:33:31	影響ないというようなところなんですけど、ちょっとその辺わかるようにし たいと思います。
1:33:36	規制庁の天田です。よろしくお願いします。
1:33:42	規制庁宮です。16 ページのところ今さっきちょっとやっぱり間違えるとき もあるので変更するところは明確に色をつけるなり何かしてください
1:33:53	このダクト接続って多分今までなかったやつが今ついてるはずなんだけ ど、これは元からっていうふうに見えちゃうので、
1:33:59	これは今までなかったなら、新規で付けたらつけたっていうのわかるよう にしないとちょっといけないかなと思いますのでよろしくお願いします。
1:34:07	あと、先ほどちょっと、
1:34:12	3 ページの件でちょっと私思い出したんですけど、今まで休憩側って一切 説明されてなくて、
1:34:18	今回初めてこの図が出てきたっていうところがあるので、
1:34:23	これは少しやっぱり準備不足がひどいんじゃないかなと思っていて、要 は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:28	前回にはあったんだけどその補強範囲とか補強のBIIのこの説明ってのは一切今までされてなかったと思うんですけど、そういう認識でいいですか。
1:34:43	原電の花井と申します。すいません、系統図としては、
1:34:50	系統図上は、
1:34:54	ページで言うと、
1:35:02	7ページの方で説明して具体的に3ページの方にはちょっと入っていませんでした。こちらの方の工事をやる必要にあたって検討するにあたってやっぱり、
1:35:15	3ページの下側の絵もあったほうがわかりやすいよねというふうにどう考えましてちょっと今回追加した形になってます。現在コバヤシございます。ちょっと補足しますと、
1:35:26	今のお話通りなんですけど、今回、基準適合性をしっかりご説明しなきゃいけないと認識に立って、系統の構成もしっかりご説明すると。
1:35:37	すると吸気側の隔離弁についても、撤去、閉止行いますので、それもしっかりご説明をする必要があるというふうに認識に立ちましたので今回、
1:35:48	今まで図面では示したんですが、
1:35:52	もっと強調してといいますか、しっかりおすすめしようということで載せたものでございますところはこちらの準備不足だったところおっしゃる通りだと思います。
1:36:00	はい。
1:36:01	あとですね、よろしくお願ひ。あとですね7ページのズーのところちょっと確認して7ページ8ページでもいいんですけど、
1:36:10	さっきちょっと片桐が言ったと思うんですよ。前回、
1:36:13	かな、これいつのやつかちょっとあれですけど、出されたときは、
1:36:18	丸さんの立ち上がってるところを含めて、
1:36:22	今日すると言ったのがちょっと図がぐる薄グレーなんてわかんないんですけど、
1:36:28	あそこ、
1:36:30	マスキングだけで大丈夫。
1:36:34	えっと、要は撤去の範囲がここで示されて、要は前後で亡くなってるところだけが撤去されて、
1:36:43	要はそのまま閉止して置いとかれろとうしてるのかそれとももう物自体が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:36:50	具体的には③のラインだと思うんだけど、
1:36:53	これはどうする予定なんでしたっけ。
1:36:59	はい。原電の花井と申します。8 ページの③の内容は撤去をするというふうに今考えてます。
1:37:07	そうするとこの図がやっぱり、最終形としては変わるってことですか。
1:37:14	おまる。P8 の、
1:37:17	残る部分ですね、ここすいません、ここは残ります。
1:37:23	宮部ということは、今のこの姿が、
1:37:27	最終形なんだけど、
1:37:31	確認だけ③は、
1:37:34	要はSFPに近いんだけど、
1:37:37	これ、16 条側で、ここの補強とかをやめちゃうと、
1:37:43	要は、落下したりなんだからってしないんですでしたっけ。
1:37:50	はい。日本原燃の花井と申します。こちらの部分についての環境改善に専用吸気ダクトで来、上ではSFPの一番近いところなんですけど、ちょうど原子炉建屋 6 階の一番端っこについている状態なんで、
1:38:07	衛藤落下してSFPの方に、ポチャんと、転がってしまうということにはなっていない状態ですね。
1:38:21	規制庁の安江と割田今の話もちよっと、これから、これって後ろについてる資料の中にあまりちよっと言及されてなかったような、要は図示した上で、
1:38:32	これはちよっと、今言ってるのは、どこまでの範囲を残してどこまでを閉止して残すのであれば、要はその設備っていうのが、多分、
1:38:42	書類上何も、
1:38:44	要は残らないと。
1:38:47	補修対象にもならないと。
1:38:49	そうなった場合に、波及影響の波及影響って言い方が正しいかわからないですけど、SFPの例えばその落下防止とかの、
1:38:57	対応としてこれが外れるのか外れないのかとか、そういうところをやっぱりよく確認してもらった方がいいかなと。
1:39:04	その辺が少し、今後の扱いがよくわからないので、そこはよく確認してくださいいいすかね。
1:39:15	はい日本原燃の花井と申します。残る部分の扱いについてちよっと検討させてください。
1:39:22	はい。ちよっと 24 ページまでのところで他の方で何かコメントとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:33	規制庁のです。すいませんちょっと基本的なところで確認させてください。
1:39:37	衛藤サイショのパワーポイントの資料で3ページなんですけれども、これって、
1:39:43	吸気側の方を見ると、10ページの方とリンクしてると思うんですけれども、
1:39:52	9ページと3ページの関係がわからなくて、特にこの、
1:39:58	③の3ページの③って、
1:40:02	どういうものなんでこれをすいません、当初補強しようとしてたのかっていうのがわからないのでちょっと説明していただけないでしょうか。
1:40:21	はい。日本原燃の花井と申します。3ページの上の部分ですね、衛藤3ページの上の部分の方で、従来、①②③、上の赤枠で囲っているところを、
1:40:36	補強支援をというふうにかけて、最終的には②番の赤枠ところだけ、
1:40:43	補強しようというふうにかけていました。
1:40:48	ちょっとそれ、それで、①番の方は、4ページに書いてある、この工事は極めて長期間ということが判明したんで、ちょっと①番については、
1:41:01	ちょっと補強する対象からちょっと省きましょうと。で、この①番と③番、こちらの方は、
1:41:12	セットものになってまして、例えば③番を補強するとなると、①番も、はりーガえっと同じ躯体になってますんで、
1:41:23	③番を補強するとなると③番の補強スーテントやっぱり重量が、重量がまた重くなりますとなった関係で、
1:41:33	①番の補強が絶対に必要というふうになってしまいますんで、①番をやめるかわりに、③番の方もセットもので、衛藤補強範囲から外したと。
1:41:44	ということなってます。
1:41:47	規制庁のヤスすみません、理由はわかっていて、すいませんちょっと私の理解が間違ってたなら教えていただきたいんですけれども。
1:41:55	9、3ページの②っていうのは、
1:41:58	9ページの、
1:42:01	緑のBのところの周りの黄色、
1:42:05	元の小橋ウダさんおっしゃる通りです。ちょっと見方が、居づらいかもしれませんが、
1:42:12	9ページのところの配置図は、空から、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:18	上から見た図面でございます。上の通りなんですけど、3 ページは、これ、北東側っていうんですかね。そっから見たものです。
1:42:29	ですので、都丸さんは隔離弁室っていうのが、9 ページでいうと、右ですと、本格には該当設備がない状態って言われる、このエリアが、
1:42:41	俳句でA室になりまして、
1:42:43	AとB室、②の方が、先ほど尾下今度、ダクトモニターが入る。
1:42:50	ALCパネル補強っていうふうに書かれている黄色の部屋、ここが②の部屋になり、上から見るとこういう配置になるというものです。
1:43:05	規制庁です。わかりました。ありがとうございます。
1:43:12	宮ですちょっと時間も長くなってきたので、あれですけど、一応、改めて言うておくと4 ページのところっていうのは、これ、
1:43:20	4 ページ、すいません。
1:43:22	6 ページ。
1:43:26	これは、
1:43:29	先ほど言ったように今後、第4回編に、
1:43:34	もう、
1:43:35	内容を含み過ぎてるので、
1:43:38	含み過ぎてるということで
1:43:40	要はALCパネルの辺は、範囲をどう適切に扱うかって補強範囲って言い方がいいのかな。
1:43:47	話がまず前提があってこの
1:43:51	6 ページっていうのは、
1:43:54	それと密室に絡んでますよねっていうのだけ確認したいんですけどそういう認識でいいですか。
1:44:05	元のコバヤシでございます。6 ページの説明ですね、4 回というふうにご説明した
1:44:13	図でいう、
1:44:14	①のエリアの補強をしないという前提で、この資料は作成させていただいております。それから、認識の通りだと思います。
1:44:25	なのでここで書いてある例えば4 ポツで書いてあるね例えば、
1:44:29	2010 工事計認可通りにスパね補強が可能範囲であり、クラタ受血が議事できるとか、
1:44:39	その可能範囲でありっていうのも、
1:44:42	そもそもそんな何を前提としてこれ金入って、これ見たらいいのかとかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:49	ちょっとよく要はわからないというか、
1:44:54	そういう認識年ですけど。
1:44:57	要は、第4回の今後の
1:45:00	第4回で変にこの
1:45:02	ALCパネルの補強範囲っていうの変更しようとしてるのであれば、
1:45:09	それが前提で話をしなきゃいけないように思うんだけど、
1:45:14	少しその前後関係がちょっとよくわからないなと思ってはいるんですけど。
1:45:20	私の疑問はどうでしょう。
1:45:35	現在のコバヤシございます。
1:45:38	宮尾さんの疑問は理解しました。
1:45:41	ただ今回は、
1:45:44	ALCパネル、①の補強取り止め、
1:45:49	と、③の保険を取り止めで③の補強取り止めを前提に、ダクト改造モニター移設をさせていただきたいと確認させていただきたいというふうに資料を作り、作成させていただきました。
1:46:06	資料の作成のイドわかりましたなので、一番初めに私が言ったように、
1:46:13	まず申請上の整理をよくしていただいて、本当に今回の申請をこのまま続けるのか続けないのか。
1:46:21	続けるにあたって適合性を我々判断する場合に、
1:46:24	今言ったALCパネルの補強範囲を、妥当性をまず確認した上で、
1:46:30	やらなきゃいけないのかな。だから、おそらく普通は一緒だと思うんだけど、そっち、そちら側のこの第四課併任に予定されているLCパネルの
1:46:40	補強範囲の妥当性も
1:46:43	問題ないし、今回の変更も問題ないっていうふうな、全体がそろわないと。
1:46:50	じゃあ本当にこれって、適合性判断できるんですかっていう話になると思うので、
1:46:55	その辺ちょっと私の理解がまだ全部言ってないので申しわけないんですけどその辺をよく整理した上で、繰り返しですが変更の理由の考え方、期間の考え方、
1:47:06	あとはこの併任との関係。
1:47:10	それをトータルでやっぱりしっかり、事業者の中で、組み立てていただいた上で我々と持ってきてもらった方がいいかなと思っていますので、
1:47:18	D値プラス先ほど言ったように今回のところに関しては本文テンパチ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:25	本部安居本部 55 テンパチとそ時事公開性も含めて、
1:47:31	影響があるのかないのかって、ロジックにも影響があるのかないのかっていうところの設備をやっぱりしっかりしてもらわなきゃいけないかなと思ってますので、
1:47:40	それで大丈夫でしょうか。
1:47:43	一度持ち帰りますかね。
1:47:47	はい、現在小橋ございます。承知いたしました。
1:47:50	はい。時間もなりましたのでとりあえず今日はこの 20、
1:47:55	4 ページまでが保安規定のところまで、一応我々の方で一応確認したということで 24 ページ以降ちょっと細かいところで確認していかなきゃいけないんですけど、
1:48:04	やっぱりその前提がしっかり整理した上でこれ中身入らないと、ちょっと 2 度でもなる可能性もあるので、そこはしっかりしてください。この訓示を私、
1:48:19	規制庁です。はい。では本店さんと発電所さんの方から何か確認したい事項ありますでしょうか。
1:48:34	県連本店で特にございません。
1:48:38	発電所も特にございません。はい。本日、こちらの方に来ていただいている方からもありませんか。
1:48:48	鈴木です特にございません。はい。では本日のヒアリングは終わりたいと思います。ありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。